

第6回 島根県子ども・子育て支援推進会議

第5回 島根県子ども・子育て支援推進会議少子化対策推進部会

合同会議

日 時 平成26年12月22日（月）

9：00～12：00

場 所 島根県職員会館 多目的ホール

○渡邊調整監 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、またお寒い中、早朝からお集まりいただきありがとうございます。

ただいまから第6回島根県子ども・子育て支援推進会議、第5回島根県子ども・子育て支援推進会議少子化対策推進部会の合同会議を開催いたします。

本日の進行を務めさせていただきます青少年家庭課の渡邊と申します。よろしく願いいたします。

まず、開会に当たりまして、島根県健康福祉部次長の今岡が御挨拶を申し上げます。

○今岡次長 皆様、おはようございます。ことしは、例年になく厳しい寒さが早くからやってまいりました。本日も、このように大変厳しい寒さになりました。委員の皆様には年末の大変お忙しい中、また、とてもお出かけにくい中、このように朝早くからお集まりをいただき、大変ありがとうございます。その意味でも、私どももきょうの会議がより一層実りの多いものになるようにしていきたいというふうに改めて考えているところでございます。また、日ごろより子ども・子育て支援に係る施策の推進に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、皆様、御承知のように、消費税の引き上げ時期が平成29年4月へと1年半先送りをされました。しかしながら、この子ども・子育て新支援制度につきましては、予定どおり来年4月から実施することとして、現在、国においては、必要となる所要の財源の確保などに関する折衝が進められていると報道されております。1月中旬には、来年度予算についての閣議決定がなされる予定と伺っておりますので、年明けになりましたら教育、保育の量の拡充、あるいは質の改善などの具体的な内容についての情報が入ってくるであろうと考えております。県といたしましては、市町村、事業者、利用者の方々などに混乱が生じないように、早期に情報提供するよう国に求めているところでございます。国からの情報が収集でき次第、速やかな御提供に努めてまいりたいと思っております。

また、まだいろいろと未確定な要素をたくさん残している状況の中ではございますけれども、利用者の皆様方に制度の内容を御理解いただくために、新制度の概要を先月末に広報させていただきました。今後も、国の動向を注視しながら、新制度施行に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

また、現在、国におきましても、島根県がこれまで取り組んできた人口減少問題というものが大変大きな課題としてクローズアップをされてまいりました。国のほうでも、さまざまな動きがございます。県としても、若い世代の希望がかない、安心して結婚し、妊娠、出産期から子育てまで切れ目のない総合的な支援を進めてまいりたいと思っているところでございます。こういった取り組みを実行あらしめる、そういったものが県の計画であろうと思います。本日御審議いただきます県の計画は、子ども・子育て支援法に基づく計画と次世代育成支援対策推進法に基づく計画を一体的に作成することとしております。

本日は、これまでに皆様から御頂戴いたしました御意見を踏まえて、施策体系や県計画に記載する施策の方向性等を修正いたしましたので、その内容を御審議いただきたいと思っております。

なお、施策の中には、今申し上げました2つの計画、相互にかかわる内容もございますので、本日は推進会議と少子化対策推進部会の合同会議という形で開催をさせていただきました。委員の皆様には、ぜひ忌憚のない御意見をいただきますよう、御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞ、本日はよろしく願いいたします。

○渡邊調整監 本日の会議でございますけれども、お手元、レジユメの後ろに委員名簿をおつけしております。まず、池田委員、原田委員、飯塚委員が御欠席でございます。それから、専門委員といたしまして押越委員、花田委員、向原委員が御欠席でございます。それから、急遽ではございますけれども、本日、若月委員が御欠席でございます。坪内委員におかれましては1時間半ぐらいおくれて出席、柳樂委員におかれましては、30分おかれて出席との連絡がそれぞれ入っております。そのほか、まだ数名の方、お見えではございませんけれども、今のところ欠席の連絡が入っておりませんので、御参加いただけるものと思っております。つきましては、委員の過半数の方々の御出席をいただいております。本会議は定足数を満たしていることを御報告いたします。

議事の前に、配付しております資料を確認させていただきます。まずレジユメ、その後に配付資料一覧というものをつけております。資料1、これは、施策体系について見直し

を図りましたので、それに係る資料。資料2-1、2-2は支援事業計画の構成を見直しておりますので、それに係る資料。資料3は施策の内容。先般、少子化部会、あるいは推進会議においていろいろと御意見を頂戴したところでございますので、ご意見を踏まえた修文等もあわせたものをお配りしております。それから資料4、前回の会議でいただきました御意見を一覧表にまとめたものでございます。それから、山陰中央新報社が発行しております「ほっぷ」と情報誌を活用して制度の広報をいたしましたので、参考までにお届けしております。資料の配付漏れ等、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入りますけれども、これより先は推進会議の会長である高橋会長に進行をお願いしたいと思います。

高橋会長、よろしく願いいたします。

○高橋会長 それでは、座ったままで失礼させていただきます。本当に雪のちらつく寒い日であります。しかも、9時という早い時間にお集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

この計画は、次世代育成支援行動計画、それから子ども・子育て支援事業支援計画、この2つを一緒に作成していくという形でこれまで数回開催をさせていただいてきたところでございます。非常にこの計画そのものが中身の濃いものになってきています。もちろん国からも、具体的にどういった内容にしてくださいというような事柄が示されておるわけでございますけれども、私どもとしては、今、島根において行われている施策、あるいはその子どもたちの実態、こういったものから現状をまず把握して、課題を見つけ出し、その課題をどう克服していくのかという視点で具体的に計画の内容をつくり上げていきたいという、そういう思いが非常に強くございます。本会は、この現状と課題をもう少ししっかりと、最終的になりますけれども、きょうの会で押さえることによって、次の会で具体的に内容を明確に文章化して御議論いただくという、そういうスケジュールで来ております。したがって、この推進会議と部会であります少子化の部会ですけれども、合同会議という形をとらせていただいたところでございます。どうか御議論をいただきたいというように思っております。

それでは、議事のほうに入らせていただきたいと思います。お手元でございます議事内容に沿ってまいります。前々回及び前回の会議において、山下委員さん、あるいは坪内委員さんのほうから施策体系について見直してはどうかという御意見がございました。また、私もそのように思いましたもので、ぜひ見直しをしていただきたいと思いますということを事務

局のほうにお話し申し上げたところでございます。それを受けて、今回、施策体系の見直しを御検討いただいておりますので、まずそのところの状況について御説明をいただきたいと思います。そして、施策体系そのものを見直す、変更ということになりますと、全体の構成そのものも変わってまいりますので、議事については（１）番と（２）番をあわせて事務局のほうから説明をいただき、その後、皆さんの御意見をいただこうというように思っているところでございます。それでは、よろしく願いいたします。

○渡邊調整監 それでは、御説明をさせていただきます。今回、策定をいたします支援事業計画につきましては、前回までの推進会議や各部会におきまして、委員の皆様からさまざまな御意見を頂戴しております。その御意見につきましては、お手元の資料４にまとめさせていただいております。資料４をごらんいただければと思います。

全体計画に関する事項については１ページに、基本施策の記載に関する事項については２ページ以降に記載させていただいております。全体計画に関する事柄の施策体系につきましては、先ほど高橋会長からもございましたように、高橋会長を初め山下委員、坪内委員から施策体系について順序を変更したほうがよいのではないかという御意見を頂戴しております。具体的には、次代を担う島根の子どもに視点を当て、まず、「たくましい子どもの育ち」を基本理念Ⅰに持ってきたほうがよいとの御意見を頂戴しております。これに関しましては、お手元の資料１にお戻りください。

お手元の資料、１枚表紙をめくっていただきますと１ページでございます。左側には、これまでの施策体系を記載させていただいております。このたび策定する計画には、御承知のように次世代法の計画と子ども・子育て支援法の計画を一体的に策定することとしておりまして、施策体系としましては、子育てを社会全体で支えるための地域づくりを主眼に置いた次世代法の後期行動計画の項目を軸にいたしまして、新たな視点、例えば結婚、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援や、子ども・子育て支援法に基づく計画に盛り込む人材の確保や人材の育成、特に専門性の高い支援が必要となる社会的養護やひとり親家庭への支援などを盛り込むこととしておりました。しかし、先ほども御紹介いたしましたように、子どもに視点を当てるべきとの御意見を頂戴しておりましたので、このたび、右側でございますように、施策の体系を変更させていただくよう御提案するものでございます。

まず、旧体系の基本理念Ⅰ「子育て・子育てをみんなで支える地域づくり」と、基本理念Ⅳ「しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現」を入れかえます。そして、基

本理念Ⅳを体系図の一番頭に持っていき、基本理念Ⅳの下にあります基本施策9、それから10の順位を入れかえ、「たくましい子どもの育ち」を基本施策1として位置づけるものでございます。

続きまして、基本理念Ⅱ「安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備」におきましては、旧体系基本施策3と4の順位を入れかえ、子どもを中心にし、だんだんと外側へと視点を向け、それぞれの支援をどのようにしていく必要があるのかということで基本施策を配置し直しております。また、変更後の体系図の基本施策4「子どもと親の健康の確保」のところにつきましては、新たに食育の推進について施策を追加し、食への感謝の心を養い、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すこととしております。

これらの施策展開のイメージにつきましては、2ページをごらんください。三角形のイメージ図を掲載させていただいておりますとおり、地域全体で子育てを支援することを三角形の底辺部分、土台として子育て支援を展開してまいります。その上で、三角形の中ほど、国の施策等を活用し子育てに関する多様な支援の充実や、子どもと親の健康の確保、仕事と生活の調和など、各施策を展開することで重層的に子育てを支援し、子育てするなら島根と感じられる社会の実現を図ってまいります。これらによって子育てをする環境を整えるとともに、三角形の頂点にあるしまねの未来を担うたくましい子どもの育ちを実現するための施策展開により、子どもの最善の利益が実現される社会を目指してまいりますこととしております。

続きまして、資料4に戻っていただければと思いますが、1ページを再度ごらんいただければと思います。計画全体に関する2点目の御意見でございます。子ども・子育て支援法第62条第2項には、下に参考として大きな括弧でくくっておりますように、県計画に必ず記載しなければならない事項が列挙してあります。ここに列挙してある項目というのが、今回策定する計画のどの部分に記載されているのか不明確であること。この項目については、今回の計画の主要な施策として位置づける必要があるとの御意見を山下委員様から頂戴しております。

それでは、資料2-1をごらんください。今回の計画の構成、目次をお示ししております。子ども・子育て支援法第62条第2項に規定されている項目については、今回策定する計画の第4章の施策の展開の中の4、施策の具体的な内容のところに記載することとして、ことし3月に開催しました第2回目の推進会議においてお示しをさせていただいてお

りました。しかし、教育、保育の確保方策、いわゆる保育所などの受け皿をいつ、どれくらい確保するかといった数値や、認定こども園の数値目標であるとか、あるいは人材確保が年度ごとにどれくらい必要であるかといった数値について、該当する施策の項目に記載していきますと非常にボリュームがふえますし、他の施策に記載された内容と異質のものとなり、バランスも悪くなるということになります。また、山下委員御指摘のとおり、子ども・子育て支援法で規定されている内容が施策のどこに記載されているのかも見えにくくなっていました。これらのことから、私どもも別途章立てをするなりしてしっかりと区分する必要があるだろうと認識を持っておりましたので、子ども・子育て支援法に規定されている数値的なものにつきましては、今回、第5章を新たに立て、ここにあります5つの項目を記載することで明確にすることといたしました。

第5章のイメージでございますが、資料2-2をごらんください。1ページ目でございますけれども、まず初めに、県計画においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業をどのような区域で設定するか、区域設定の趣旨、あるいは設定する区域を記載してまいりたいと思っております。

2番目に、各年度における教育・保育の量の見込み、量の見込みに対応した提供体制の確保の内容と実施時期について趣旨や考え方を記載し、具体的な数値については、(例)でお示ししておりますように、区域ごとに表形式で記載することとしております。

次に、2ページの3では、各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、量の見込みに応じた提供体制の確保の内容とその実施時期について、同様に趣旨や考え方を記載し、具体的な数値については(例)にお示ししておりますように、事業ごとに区域別に表形式で記載することとしております。

次に、3ページの4では、認定こども園に関する事項について、目標数も含めて、それぞれ記載することとしております。

次の5では、人材確保及び資質の向上について確保する見込みの数や資質の向上に必要な研修体系等を記載することとしております。

以上が第5章のイメージでございます。子ども・子育て支援法に基づく計画の内容につきましては、一部、推進会議において既に御審議をいただき御了承を得ている内容もございますが、次回の推進会議におきまして第5章の全体像をお示しし、御審議をいただく予定にしているところでございます。以上でございます。

○高橋会長 ただいま説明がございました。具体的には、いわゆる体系図をまず変更をし

ていくということで、資料1の施策体系についての1ページのほうでございます。当初は左側の旧体系という形でお示ししておいたところでございますけれども、右側の変更後の体系図、これに変えていきたいという説明でございました。後ほど出てまいります計画の内容等についての現状と課題とか、こういうものも全てこの新しい体系図に基づいて示されているものでございます。

それと、もう1点は、資料2-1でございますけれども、支援計画の構成でございます。構成（目次）というのがあるかと思いますが、これを基本的に皆さんのほうに御提示させていただきたい。特に、第5章でございます。第5章に具体的な数値も含めてですけれども、こうした内容のものをあえて別枠立てとして入れさせていただきたいということでございます。

以上が事務局からの御提案でございます。これに関して、皆様の御意見をいただきたいというように思います。

まず、山下委員さんのほうからお願いいたしたいと思います。

○山下委員 ありがとうございます。島根県子ども・子育て支援事業支援計画の策定に当たって、この段階でこうした構成の見直しをしていただくということは、大変なお手数であったと思いますが、提出しました意見に対して大変丁寧に対応していただきまして、感謝申し上げます。ただ、今後の5年間、この計画が県民の目に触れ、また、各市町村の計画との整合性も問われるところでございますので、ここはやはりもう少し意見を申し上げたいところでございます。

まず、施策体系について御説明いただきました。これは、私のほうで提出しました先ほどの問題点とは多少異なりますけれども、まず目にして感じますところは、基本理念のⅠと基本理念のⅢが今回の変更案において次世代育成支援施策が間に入ってかけ離れてしまっている点です。これは、インクルーシブな福祉、それから養護、それから特別支援教育ですね、個別の支援計画などを必要とするこれらのさまざまなインクルーシブな取り組みというものがあって、それは決して通常のたくましい子どもの育ちとかけ離れたものではないという基本的な考え方からすると、非常に奇妙に見えます。全ての子どものたくましい育ちを支援する中で、少しいろいろな点で力を入れて個別に指導計画をつくらなければいけない子どもについては常につくり続けますというのが全ての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備となると思いますので、インクルーシブな社会の形成という観点からこの基本理念のⅠとⅢはセットで考えていくべき課題であるというふうに認識し

ております。

それから、先ほど御説明いただきました第5章の点、今回、県が計画を策定するに当たって市町村のほうの計画もごらんになったと思いますが、島根県内のものでは、インターネット上で公開されているものは松江市と出雲市の子ども・子育て支援計画が上がっていると思います。それぞれの市の計画も同じように、P D C Aサイクルで今後5カ年間の行政の施策をどのように組み立てていくかという発想に基づいていると思います。そのPのプランのところが今回の子ども・子育て支援会議に任せられている非常に重要なところでございます、冒頭、高橋先生のほうからも御説明がございましたとおり、実態を踏まえた上での課題形成ということが大事となっております。

したがって、今回、さまざまな子どもの保育についてニーズ調査をしたことについては、計画の根拠となるもの、エビデンスですので、この計画のエビデンスの部分をまず説明して、その上で今後の5カ年間の計画策定の内容というものが構成されるべきであると思います。出雲市の事例などは、全くそのように構成しておられまして、きょうお見えになっておられます児玉調整監のもとでの計画は、この子ども・子育て支援の法令に基づいて、法令のどの部分がこの計画のどの部分に記載されているかという照合の表などを冒頭に持ってきておられまして、恐らくは市民にとって非常にわかりやすいものになっていると思います。

それぞれの市のそのような取り組みとも照らし合わせてみまして、この計画の策定に当たって、全県下の調査がどのようなものであったのかということが施策の後に来るというのも非常に奇異に映りました。第5章につきましては、計画の実際の骨組みを示すところでございますので、詳細なデータなどは資料として後ろに回すというような編集上の工夫は必要かと思いますが、なぜここでこのような計画を立てたのかという、人口の推移なども含めた量の見込み、それから質の見込みというものをまず示すべきであろうかと思えます。その中で、その後の施策の展開というのが枝葉で広がってくるものというふうに認識しております。

ぜひ、第4章と第5章の前後の入れかえということはこの会議で皆様の御意見を聞きながら検討していただきたいというのが私の意見でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。貴重な御意見をいただいております。

それでは、あと坪内委員さんからも御意見を賜っているということでございますので、そちらのほうの意見について、事務局のほうから御報告いただければと思いますが。

○渡邊調整監 坪内委員はまだお見えでございませんので、先般、資料を送付させていただきまして、その後で電話でご意見を伺っております。

施策体系の変更につきましては、子どもにしっかりと焦点を当てること。そして、次代を担う島根の子どもの育ちをしっかりと支える必要性から、基本理念Ⅳを計画の冒頭に持っていくことをお願いしてきたところです。このたび、そのように施策の体系を変更していただいたことについては感謝を申し上げたいという御意見でございました。

また、第5章の新設につきましては、子ども・子育て支援法に定められた内容の一部を抜き出し、新たな章立てをされたことは、わかりやすさの点から賛成をしたいという御意見を頂戴しております。以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

先ほど山下委員さんのほうからも御意見ございました。また、坪内委員さんの御意見も御報告いただいたところでございます。

それでは、皆さん、現在御出席の委員の方々から、この点についての御意見等をいただければと思います。よろしく願いいたします。

加川先生、お願いいたします。

○加川委員 島根大学の加川です。

資料1の旧体系で、基本理念Ⅰが子育て・子育ちをみんなで支える地域づくりですけれども、これがⅣのほうに変更されたいということだと理解しました。ただ、それでいいのかなというのが少し、今さらかもしれないですけど、感じました。

というのは、理由の1つ目は、社会福祉法というのがあります。社会福祉法は社会福祉に関する基本的な軸を定めるとあります。その社会福祉法でも、第1条は、やはり地域福祉を推進する、もしくは社会福祉の基盤は地域を基盤として考えるというふうなことが書かれてあります。また、3枚目の図の三角形にもありますけれども、通常、社会福祉の中で三角形を考えるとすると、三角形の一番上には理念が来るんじゃないかなというふうに思います。その上で、2つ目に知識ということで、制度とか法をどう整備するかということが来ると思います。一番底辺のところとか基盤のところには技術ということで、個別の給付を含めた現場のところが来ると思います。そう考えると、子どもを第一に持ってくるというのはわかるのですが、従来の考え方からすると何か逆になっているんじゃないかなというふうにも少し感じました。ただ、施策の中身の、個別の中身を考えてこれのほうがいいということであれば、こだわらないですけど、ちょっと従来とは違うんだ

なというふうに感じました。どうしても変えてくださいということではないですけども、ちょっと気になりましたので、申し述べさせていただきます。

○高橋会長 施策体系についての今、御意見でございます。いかがでしょうか。

加川先生からの御指摘はもっともだというように考えます。ただ、私、このイメージ図をあえて支持したいというものは、あくまでも子ども・子育てということを前提に計画をつくっていく。その計画の施策であるということでございますので、子どもをやはり前面に出していくというのが必要ではないか。特に島根の場合には、非常にすぐれたと言ったらおかしいかもしれませんが、全国的にもたくましい子どもたちをつくっていくための施策というものが、非常に全県的に展開をしているというところがございます。したがって、まずそういったものを前面に出して行って、それをいかに継続し強化していくのかというあたりのところを一番に持ってきたほうが計画としてはいいのではないだろうかというように考えたような次第でございます。

それともう1点、山下委員さんのほうからも御指摘ございましたけれども、いわゆる子ども全般に係る施策と、それと、ある意味ではいわゆる社会的養護を必要とする子どもたちに対しての施策、それを同等のレベルに持ち上げて展開をしていくべきではないかという、これが一つの御意見でございます。当然、そうした考え方というものも踏まえた上で、この体系について押さえさせていただいたということでございます。ただ、はっきり申し上げまして、まだ文章が示されておられませんので、なぜこのそれぞれの施策というものをこうした形で展開をしていこうとするのか、その根拠とか、あるいは理由、こうしたもの、前段に当たるものが具体的にまだ示されていないわけでございます。したがって、そうしたものもやはりあわせてしっかりとこれは議論をしていかないと、まだまだ現在、各委員さんの思いで今進められておりますものでして、非常に骨組みのところでございますので、そうしたことについての御意見は、ぜひ委員の方々から今のうちにどんどん出していただけたらというように思っているところでございます。よろしく願いいたします。

課長さん、どうぞお願いします。

○平岡課長 経過のところをもう少しだけ触れさせてもらいたいんですが、今回の計画は、冒頭、いろいろ話をしていますように、次世代の計画と、子ども・子育ての計画をセットでつくろうということでありました。この計画に着手をしたときは、次世代法がもう廃止になるということで、子ども・子育て支援法の中に全部包括されるという、そういう大き

な流れがあったんですが、次世代法が延長になりました。そういう中で、次世代計画も、以前は必ずつくらなければいけない計画でしたが、今回は努力義務という形で法的な位置づけもされたということがあります。したがってこの会議については、立ち上げのときと比べると少し環境が変わってきているということがあります。そこは一つ皆さん方も御理解をしておいていただきたいと思っておりますので、そこら辺も踏まえた上でいろんな御議論をいただければありがたいというふうに思っております。

それから、先ほど山下委員のほうからありました点について、少しだけコメントさせていただきたいんですが、まず第5章については、これは基本的に数字のところは各市町村の積み上げを、各市町村で決められた数字を基本的には持ってこようと思っておりますので、各ニーズ調査については、それぞれの市町村がされたものを県としても踏まえていきます。一方で、人材の確保、育成のところは、県としても保育士資格を持った方、あるいは保育所のほうに調査をしていますので、そこら辺について反映をしながら記載をしていけたらというふうに思っております。

それと、基本理念や施策体系の設定に関する考え方ですけれども、実はこの計画は、これも計画を立ち上げるときからお話をしていきますように、ひとり親家庭の自立支援計画というのもこの中に盛り込んでいこうということで、そういう意味でその部分を一つ立てているというのがあります。

それからもう一つ、社会的養護の体制についても、別途、議論をして、新たな計画をつくろうとしておりますので、その部分も反映をしたいということがありまして、そのところについては、今、資料の中で、まだ分量的にはそう多くお示しをしているとは思いませんけれども、一応位置づけ的にはそういうふうにしていきたいというふうに思っていますので、その点も含めて御議論いただければありがたいなというふうに思います。

○高橋会長 いかがでしょうか。皆さんの御意見をいただきたいと思いますが。どうかお願いいたします。

それでは、笠井委員さん、お願いいたします。

○笠井委員 失礼いたします。

先ほどの基本理念のところですが、先ほど従来の考え方とは少し違うというお話もありましたけれども、私も子どもを前面に押し出すというか、そこらあたりのところで今回の大きな特徴であり期待もあつたりすると思っておりますので、やはりこの基本理念Ⅰは、このしまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現というところでしていただいたほ

うがいいかと思えます。

そして、基本理念Ⅲのところですね、先ほど山下委員のほうからありましたけれども、私もちょっとこれを読んだときに、少し違和感を覚えました。なぜ違和感があるのかなっていうのがちょっとはつきりしなかったのですが、先ほどのお話を聞いていて、ああ、そうだ、やはりこれは全ての子どもたちのところが大きなところですので、そのところをセットにして考えるということのほうが大切ではないかなというふうに感じました。以上です。

○高橋会長 なかなか御意見出にくいかもしれませんがいかがでしょうか。

事務局のほうとしては、どうぞございましょう。多少、今、御意見が出ておりますけれども、特に全ての子どもの基本理念というⅢのところですが、健やかな育ちですね、ひとり親家庭、あるいは社会的養護、こうした事柄についてもあわせて検討をすべきではないかと、極端な言い方をすれば、もう一つ上のほうに上げていくというような、そういうことも当然考えられるのではないかとというように受けとめたところですが、いかがでしょうかね。

ここは、実は次回議論を少しさせていただこうと思っているんですが、社会的養護につきましては、現在ほかの部署で社会的養護にかかわる子どもたちについての具体的な施策のあり方について検討をしているところでございます。それが来月に大体の方向性が出てくるというように聞いております。それから、ひとり親家庭につきましては、本会のもう一つの部会の中で取りまとめがなされておまして、これについても1月の中旬にほぼ意見集約ができてくるというように聞いております。したがって、この基本理念Ⅲについては、本日のところでは具体的なものをお示しするわけにもまいりません。したがって、次回の会の際にそうしたものを踏まえてお示しさせていただいて、もう一度御検討をいただくということとさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

○平岡課長 一つ、よろしいでしょうか。

○高橋会長 どうぞ、課長さん。

○平岡課長 そうしますと、施策の順番が、2番目なのか3番目なのかは置いて、この基本理念のⅢというものをこういう形で出すことについて、もう少し方向性を決めていただければというのがあります。

それと、実は資料の3のほうの1枚めくっていただきますと、1ページのほうに、いろ

いろな施策を展開するに当たっての方向性ということをもとめております。その中では、入れ方が難しかったんですけれども、大きなくくりとしては乳幼児期からの発達段階に応じた支援という中に特別な支援を必要な子どもという、そういうことも位置づけて、全体として一つのくくりとさせていただいていると。あとはライフステージに応じた切れ目ない支援ということで、親の視点。それから、島根らしさという（3）番目がきめ細やかな支援という、こういうくくりをつくっておきまして、例えば、こういう中にその辺の理念的なものをもう少し織り込んでいくという方法もあるのではないかなというふうに思っているところがありまして、もしできましたら、そこら辺も含めて少し御意見をいただければありがたいなと思います。

○高橋会長 それでは細田委員さん、お願いいたします。

○細田委員 失礼します。基本理念のⅢをどういうふうにするかっていうところですけども、今、資料1の2の三角を見ると、基本理念ⅡとⅢについては、並列的な扱いというのは変な言い方ですけども、そのような扱いがされているのではないかなと思うのですけれども、環境の整備というところに着目されているのではないかなと思います。

そして、私、基本理念Ⅰが最初にやっぱりしまねの未来を担うたくましい子どもの育ちってということで子ども全体を見ているとは思っているので、それがⅠに来る、基本理念Ⅰが今のように変わっているということはいいと思うんですけども、基本理念Ⅲのところ「すべての子どもの健やかな育ち」っていう、その「すべての子ども」というところがあるために何かこう、ちょっと誤解を招きやすいのではないかなという気がしてるんですけども、これは、健やかな育ちが等しく保障されるっていうところに着目されていて、子どもの家庭の相談体制とか、特別な支援が必要な子どもに対することに目が向いているのではないかなと思ったときには、基本理念Ⅲが3番目にあっても、このままあってもいいのではないかなと思います。基本理念Ⅰのところ、全般的に教育のことも述べられていて、そして基本理念Ⅱのところでも食育の推進などのまた教育の面がまたそこでも載ってきているということを考えたときには、私の中ではそこまでの違和感はなかったので、一応御意見として述べさせていただきます。

○高橋会長 基本理念Ⅲについて今、御議論いただいておりますけれども、この基本理念Ⅲについてのところで、こういった筋立てで基本理念Ⅲを設けてよろしいでしょうかということでございます。場所をどこに置くかというのはまた別として、こうした基本理念Ⅲというものを置いていくということについて、いかがでございましょうか。よろしゅうご

ざいましょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

それから、体系図につきましても、先ほど御意見がございましたもので、今後の議論の中において順番がどのように変わっていくかというような事柄はさておいて、まずこの形で現在のところは進めさせていただきたいというように思います。よろしくお願ひいたします。

それから、あとこの構成について、第5章を置くということですが、この数字も先ほど意見がございましたけれど、第5章でいいのか、第4章にしたほうがいいのか、逆転させたほうがいいのかという、そういう御意見ございましたけれども、第5章を置くということについて、よろしゅうございましょうか。こうした形で、しっかりとこういう全県的な各市町村の計画を集めたものを置かせていただくということでいきたいと思います。一応、そういう形で本会では取りまとめをさせていただきたいと思います。

○中山委員 いいですか。

○高橋会長 中山委員どうぞ。

○中山委員 次回、この第5章の具体的な内容が提示されるということなんですけれども、市町村からいろんな数字が上がってきますよね。それで、上がってきた数字をそのまま右から左にずっと載せてしまうと、市町村によって考え方っていうか、基準の捉え方っていうのが多少認識の違いが出てくるような気がするんですよ。そうするとね、若干、異質なものをまとめて、結果的に県のトータルはこういうものであるというものを出した場合に、正確なものが把握できるかどうかということをお慮するところとして、前回もそういうようなことがあったものですから。その点、県としてどの辺まで踏み込まれるのか、調整できるものなのか。お伺ひしたいと思います。

○平岡課長 部会の皆さんは多分議論がわかりにくいかもしれませんが、先ほどの資料2-2、1ページ目の一番下に松江市区域という表があると思いますが、実は松江市さんは、この表が市の子ども・子育て会議でオーソライズがされているというもので、27年から31年まで量の見込み、それから確保法策ということで、どれぐらいニーズがあつて、それをどういう形で充足をしていくのかというのがもう決まっています。前回、推進会議の皆さんにはその全体図を見ていただいております。

今後、もう一度これらを取りまとめたものを、次回の推進会議で確定をさせていただきたいというふうには考えておりますが、御指摘があつたように、実は市町村のほうで若干

捉え方が違っている部分があります。それは、保育所の定員というものが認可する際に決められています。この定員でやるのか、実はもう一つ、新しい考え方として、今後、市町村が保育所等を確認する作業というのが出てきます。この確認を受けないと今までの運営費にあたる新しい給付費を受け取ることができないという、こういう新しいルールが入っていきまして、この確認をする際には、利用定員を定めて確認をするというふうにルール化されています。ですから、定員とは別に、現実的にどれだけの子どもさんをそこで保育するのかを明確に決められていくことにルール上なっています。

ただ、現実の問題として、まだそこまで実態としては追いついていないのではないかとこのように見えています。全ての保育所を、それも少し年齢区分をして利用定員を決めるということになっていますから、そういう意味でいうと、保育所の手間も要りますし、市町村の手間も要ります。最終的には利用定員を定めるときには、県にも協議をするという、ルールになっていますが、これは私がこの立場で申し上げてはいけないのかもしれませんが、年度内にそれがスムーズに全部終わられるかという、相当な事務作業なのでなかなか厳しいのかなというふうにも思っています。

そういう意味で、今、議論されているものが、いわゆる定員というものと、それから実際に保育をしている入所児童数というものと、それから今後決められるであろう利用定員というものが混在をしているところがありますので、そこについては今、市町村のほうにもきちっと利用定員で設定をしてくださいということをお願いをさせていただいておりますので、今後まだ動きがあろうかと思えます。それを踏まえたところで、また見ていただければというのが今、事務局のほうで考えている段取りですし、ルールとしてはそういうことになっています。

○高橋会長 あくまでもこの第5章における数値というものは、計画上のものでございます。各市町村のほうで一つの計画性としてその数値を出されてこられますもので、それを変えるというわけには基本的にはならないというところがございます。ただし、この数値が県として拘束性を持つものかどうなのかということに関しては、やはり具体的な展開は各年度、毎年毎年それぞれの市町村で具体的に幾つにしていきましょう、こうしていきましょうということが議論がなされて、それを受けて県のほうとしてはそれを了解して展開をしていくという、実際の施策上は、やはり毎年毎年県のレベルに申請があって、それで対応していくということになりますので、現実的には、ここに出された数値というものと実際のものとはやはり若干異なってくるということだろうかと思います。

計画をつくっていくときには、やはり県としての計画書としての意味というものがございいますので、そうした形で、今お示しした5章のイメージというところを出されている内容について、この枠組みとして皆さんの御意見をいただければというように思っております。大体こういう形で進めさせていただきたいというように思います。

ただ、市町村では、計画をつくるに当たって、いろいろな御意見がなかなかまとまらないというところもあるというように今、聞いているわけございまして、本当に御苦労をされているものだろうなというように思います。そのあたりも十分私たちも腹の中に入れて作成させていただきたいというように思っているところです。

○平岡課長 会長さん、済みません。もう1点だけ、補足させてください。

○高橋会長 はい。

○平岡課長 この数字の県における意味合いですけれども、ここにある松江市さんの場合は、過不足がゼロとなっていると思います。ここに過不足が三角で立つ、要は量の見込みのほう確保方策よりも多いという数字が出てくると、その地域で新たに保育所、例えば保育が足りないということで保育所つくりたいという方が出てきた場合には、県としては基本的には認可をせざるを得ません。これまでは認可についても、一定の裁量というのもありましたけれども、ルール上は、そういう不足があれば認可をするということになります。ただ、逆にこのほうが、確保方策のほうが多いという状況であるならば、これは認可をする必要はない、あるいは松江市さんのようにゼロであれば、今後新しく保育所をつくりたいという方がいらっしゃったとしても、ここは認可をしなくてもいいという、県の縛りとしてはそこが一番大きなこの計画上の役割になるだろうと思います。

○高橋会長 次どうぞ、山下委員さん。

○山下委員 今、御説明のありましたとおり、量の見込み等については、中山委員のほうからも御意見がありましたけれども、市町村の積み上げでございいますので、県としても正確な数値を見きわめるのにかなり苦労するという統計上の問題はあるかと思えます。また、制度そのものが、平成27年度から5カ年間で、国のほうでも調整はしていくという制度設計上のものであります。その間の見直しというのは、全国的にいろいろなところでなされるかと思えます。ただ、今回のこの子ども・子育て会議の趣旨が、子ども・子育て支援法に基づく会議であり、その第62条第2項に書かれている事柄については計画に記載されないといけないというのは当然のことかと考えております。

その中でやはり、今、御説明のありました今後の計画に関する見込み量のところですね

れども、島根県のデータを先般拝見しましたところ、幼稚園の激減、それから保育所についてもゼロから3歳のところの3号認定についても、今後5カ年間に収束していく、結局待機児童はいなくなるという、少子化社会の最先県でございますので、そうした見込みがもう既に出ているわけですね。その全体像についての計画が立てられるのは市ではなく県であるということですので、そうした全体像を見越していったときに、今回、小規模保育ですね、地域型保育事業について、この考え方の中に記載がございませんでしたけれども、島根県のそこはもう肝心かなめに今後なると思います。しかも、質の高い地域型保育事業ですね。オールマイティーにいろいろなことができる資質の高い保育者が地域の中に点在していることで、高度な医療や、あるいは福祉につなげていくことができるわけで、地域型保育事業で、人数は少ないけれども第1級の保育、教育をしているというようなことが島根県に今後は実現化されなければならないと思います。

今、左鑑のほうで、小学校の廃校に抵抗して中学生がネット上でクラウドファンディングでお金を集めて、Iターン、Uターンの人のための家をつくろうとしていますね。遠くからインターネットで見れば、第1級の保育、教育をしているところには人が来るわけですね。そのための家をつくろうとしている。そういう発想の転換、人数が多ければいい保育ができるというわけではございませんので、人数が少ない、けれども第1級の保育をしているということを中山間地域や離島を抱えた島根県は今後、実現化していかないといけない。そういう島根県の今後の保育の見通し、子ども・子育ての見通しというものがこの量の見込みから出てくるものであって、それがこの第5章、私はこれが本来背骨に当たる場所ですので、まずかからなければならないところで、第4章の施策の前に当然来るべきだと思いますけれども、そういったところにかからなければならない。そうした保育の実情に合わせた内容の人材確保ですね。それがなされなければならないと思います。

先ほど施策については、その内容、肉づけになる場所ですので、後に来るべきではないかと申し上げましたが、基本理念のⅢは、そうした点在する小規模保育を担っていく一人の保育者が何ができるかといったことを考えたときに、全ての子どもの保育と、多少社会的に、あるいは身体的に、あるいは精神発達上の問題でサポートの必要な子どもの問題というのは特別ではないです。全ての子どもの発達段階の中でつまづくときはありますので、これは本当に全ての子どもの発達の問題なんですね。

家庭の中でも養護が必要な家庭というのは、家庭の、ファミリーの発達段階の中で時としてあるかもしれない。それを、問題を、地域の問題から切り離すというのは非常に奇異

に映ります。そのインクルーシブな社会という理念に基づいて私どもは、今、養成校で教育を行っております。その巣立っていった学生たちから見たときに、この基本理念のⅠとⅢがかけ離れているということは、やはり学生から見ても奇異であると感じております。保育の現場の私どもの考え方、姿勢ですね、そういったものから見たときに、この問題は特殊ではないんです。そういうことは、包括的な問題として今教えているということをお知らせしておきたいと思います。

○高橋会長 中山委員、いかがですか。よろしいですか。

どうぞ、細田委員。

○細田委員 理解が不十分でした。済みません。

○高橋会長 そのほかご意見ございませんでしょうか。

第5章については、今イメージとして出させていただいておりますけれども、また次回においてしっかりとこの内容についても御意見をいただきたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。また、本日のところで、この点についても御意見がございましたらば、ぜひ事務局のほうにお示しいただけたらというように思います。

では、続いて、計画の内容のほうに移らせていただきたいと思います。前回の少子化対策部会、あるいは推進会議のほうで御意見をいただいております。それをどのように反映させていくのかということで、特に現状や課題、そして施策の方向性という形で赤字で示させていただいているところでございます。

早速、説明のほうに入らせていただきたいと思います。坪内委員さんも10時半にならないと来られないということでございますので、若干順序を変えて、基本施策2の基本施策④でございませけれども、そちらのほうから説明をしていただきたいと思います。基本理念Ⅰの基本施策1、2、それから基本理念Ⅱの基本施策3を後回しにさせていただいて、基本理念Ⅱの基本施策4のところから説明をお願いしたいと思います。A3の横紙のもの13ページのところからお願いしたいと思います。

○朝倉企画員 青少年家庭課の朝倉と申します。では、私のほうからお手持ちの資料3の説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず、資料4の2ページ以降のところ、前回の推進会議、それから少子化部会でいただいたご意見を施策ごとにまとめ、関係する担当部局に伝えております。その上で、計画に反映できるものについて資料に修正を加えています。先ほども説明がありましたが、朱書きされた箇所が前回から修正を加えているという箇所となっております。なお、計画に

反映することが難しいものもありました。いただいた全ての御意見を反映した修正にはなっていないということを御承知おきいただければと思います。前回、この資料について説明をさせていただいておりますので、本日の説明は修正した箇所を中心に説明させていただきたいと思います。

それでは、資料3の13ページになります。基本施策4、子どもと親の健康の確保。まず上の段、①母子保健の充実ですけれども、前回の会議で、医師の確保も重要であるという御意見がありました。このことを踏まえて、現状と課題の4つ目の丸、朱書きになっておりますけれども、産婦人科医、小児科医等の確保を進める必要があるという記述を加えております。また、施策の方向性では、医師確保も含めて安全・快適な妊娠・出産、母親と子どもの健康保持、増進ができる環境づくりを推進するというところで、このような記述に改めさせていただいております。

続きまして、13ページの下段になりますけれども、施策②食育の推進。前回、食育の大切さについての御意見もありましたので、今回策定する計画では、新たに食育の推進という施策を新設することとさせていただいております。右から2列目の現状と課題ですけれども、4つ目の丸にありますように、子どもたちの望ましい食習慣が形成されるよう、学校・家庭・地域が連携しながら取り組みを進めていく必要があるということ。それから一番下の丸ですけれども、子育て世代や若者に関心を持ってもらい、食育が実践できるよう情報発信や体験の場づくりが必要であるということ。

このような現状と課題を踏まえて、施策の方向性としては1つ目の丸にありますように、子どもたちが食育活動を通して食に関心を持ち、健康な食の実践を身につけられるよう、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化に努める。2つ目の丸にありますように、親世代への食育が進むように努めていく。あわせて一番下、6つ目の丸にありますように、食に関するおいしい・楽しい・ためになる体験の場づくりを推進することとしてはどうかという形で、取りまとめをさせていただいております。

続きまして、1ページめくっていただきまして14ページのところ、上の段、施策③妊娠・出産等への支援。現状と課題として、前回お示しした資料には3つ目の丸にありますように、不妊の約半数は男性に原因があるというような形の記述をしておりました。この表現について、男性を強調した表現にする必要はないのではないかという御意見がありました。このことを踏まえて、朱書きで書いておりますけれども、「不妊の原因は、男女双方にあるとされています。このため男女双方の関わりが必要です」という表現に改めていま

す。

それから、下段④小児医療の充実。大きく変更はしておりませんが、現状と課題の3つ目の丸のところは少しわかりにくい表現になっていたことと、記載していた疾病数に誤りがあったことから、その部分の文言を修正しております。基本施策4については以上です。

○高橋会長 この13ページと14ページについて、赤で示しているのが皆さんからこれまでいただいた御意見、それに対応する方向性等を示していただいているところがございます。時間的には余りないんですけれども、皆さん、ぜひ御意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

食育の推進は、一つ、施策をつくらせていただいたようなところがございますけれども、いかがでしょうか。どうぞ、どなたでもよろしゅうございます。ちょっと会場が広くて余りこう、親密感っていうのがなかなか出てまいりませんけれども、どうぞ御意見いただければと思います。ない場合には、もう次のほうに進めますものでして、どうぞ、御意見いただければと思いますが。いかがでしょうか。よろしゅうございます。

それでは、続いて、結婚対策の充実のほうに移らせていただきます。基本施策5でございます。よろしく願いいたします。

○朝倉企画員 資料15ページになります。基本施策5、結婚対策の充実ということで、施策①結婚に対する気運の醸成については記述の変更はしておりません。施策②出会いの場づくりとマッチング支援の強化についても大きな修正点はありません。なお、前回の会議で、親同士のお見合いの場というものも考えられるのではないかという御意見がありました。このことについては、記述を加えるということはしておりませんが、一番右側の列、施策の方向性の1つ目の丸のところにある、独身男女への多様な出会いの場の創出の中で実施していきたいと考えております。

また、もう一つ、今、少子化対策推進室で行っている恋みくじというメール配信、こちらについて、もっと知ってもらう必要があるのではないかというような御意見がありました。このことについても、記述を加えるということはしておりませんが、施策の方向性の2つ目の丸のところにある出会いイベント情報等の提供の中で、周知の強化をあわせて実施していきたいと考えております。説明は以上です。

○高橋会長 いかがでしょうか。

松浦委員さん、何かございましたらお願いしたいと思いますが。

○松浦委員 はっぴいこーでいねーたーの松浦と申します。よろしくお願ひいたします。
きょうは今岡次長様がいらしてゐるんですけど、いらっしゃるときからずっと私たちの
はっぴいこーでいねーたーのことをすごく応援していただいて、またよそから帰ってきてく
ださって、お力をいただけるんじゃないかとすごく喜んでおります。

今、私一人で事務局をやっているのですが、メールで全国から結婚相談が来ていまして、
本当にこれをどうしてさしあげたらいいんだろうと思うのと、昨年10月に、出雲大社
でフォーチュン婚活というイベントをしまして、200人近くが全国から参加してくださ
り、ことしの10月までに3組結婚されました。やっぱり出雲大社の力はすごいなとい
ふふうに改めて思っています。これから少子化のほうも何か、私たちも8年間活動してい
るんですが、本当にたくさんの方が相談に来てくださっていて、これをこのままにしてく
つて、もうちょっといい形で進めていけるように考えていてくださっていて、すごく楽し
みにしておりますし、せっかく出会われても、1人に10人ぐらい御紹介しても全部断るよ
うな方々がちょっとふえてきて、理想はすごく高くなっています。ちょっと目線を下げる
ような努力をしているんですが、例えば東方神起のような男性とめぐり会いたいとい
う方とか、ジャニーズじゃなくて、最近はKポップとか韓国の俳優さんたちのような方と
ていうことをよくおっしゃったりして、ちょっと現実離れしたような女性もたくさん出
てきておりますので、島根県にはちょっとおとなし目の男性、草食系の男性がちょっと残
ってしまっています。いつも言っているんですが、男性が本当に自信を持てるような、何
か本当に子育ても安心してできるような、男性がもっと魅力的に、何か目が輝いて、も
っと女性とめぐり会えるような状況。いい仕事があって、自分自身に自信がつけられる
ような、島根県になっていったらいいなっていうふうにすごく思うので、きょう参加さ
れた方は独身の方にぜひ、結婚はいいことばかりではないんですが、一緒につくり上
げて子育てすると、本当にすばらしい人生が見えるんじゃないかと思うので、ぜひお
力をかしていただきたいと思ひます。以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。そのほかの委員の方々、御意見ございませんか。

大体、前回のところで皆さんの御意見いただいておりますので、次のほうに進めさ
せていただきたいと思ひます。次は、16ページでございます。仕事と生活の調和とい
うところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○朝倉企画員 続きまして、基本施策6、仕事と生活の調和のところの説明をさせていた

できます。

まず、上の段、施策①仕事と家庭の両立支援ですけれども、前回の会議で結婚して子どもを生き育てるというライフプランが描けない人がふえている。雇用の量より質の問題が重要ではないかという御意見がありました。このことを踏まえて、一番右の列、施策の方向性の2つ目の丸のところになります。結婚して子どもを生き育てるというライフプランを描くことができるよう、地域産業の振興等により安定した雇用の場の拡大を図るという表現に改めています。

また、働きやすい職場づくりといったことを計画に盛り込んでもらいたい、働き方や暮らしぶりの意識改革が必要である、こころカンパニーの取り組みを情報発信したらよいのではないかといった御意見がありました。このことを踏まえて、施策の方向性の4つ目の丸、子育て支援を積極的に支援する企業を表彰するなど、企業等における仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりを促進するという記述を加えています。

さらに、上司の意識改革というのも必要ではないかという御意見がありましたので、施策の方向性の5つ目の丸、職場の上司等の子育てへの理解、支援を促進するための取り組みを推進するという記述を加えております。

続きまして、施策②働き方の見直し。前回、さまざまな機会を通じて地方労働局と県の機関が連携していく必要があるという御意見がありました。このことを踏まえて、施策の方向性の1つ目の丸のところ、朱書きしておりますけれども、島根労働局や関係機関と連携しながらという記述を加えております。説明は以上です。

○高橋会長 持田委員さん、いかがでしょうか。これまでも何度も御発言いただいてきていますけれども。特にございませんか。

田中委員さん、いかがでしょうか。田中委員さん。よろしゅうございましょうか。

そのほか、ぜひこのあたりも御意見いただければと思います。ほかの委員の方々でございませんか。

それでは、続いて第7ですね、安心して子育てできるまちづくりのところでございます。この点について、御説明をまずいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○朝倉企画員 それでは、17ページになります。基本施策7、安心して子育てできるまちづくり。

まず、上の段、施策①良好な生活環境の確保。この施策については、前回も特に御意見ありませんでしたので、修正はしておりません。

続いて、下の段、施策②安全・安心なまちづくりですけれども、前回、安全まちづくり推進委員や交通指導員、民生児童委員など、実際に活動している人に情報が伝わるとということが重要であるという御意見がありました。このことを踏まえて、施策の方向性の1つ目の丸にありますように、みこびー安全メールへの加入を促進するなど、情報をタイムリーに共有する取り組みを進めるという記述を加えております。

また、バス停や通学路の夜間照明などの設置の取り組みを進めてもらいたいという御意見がありました。このことについては、記述を特に加えてはおりませんが、施策の方向性の2つ目の丸のところに、通学路や公園を初めとした公共空間における防犯環境の整備という記述がありますので、この中で防犯灯の設置主体である市町村に設置を働きかけるなどの取り組みを行っていきたいと考えております。

また、高齢者の方が見守り活動に参加しやすいように積極的に声をかけていく必要があるといった御意見がありました。このことについても記述は加えておりませんが、施策の方向性の2つ目の丸の2行目になりますが、自主防犯活動の活性化という言葉があります。この中で取り組みを行っていきたいと考えております。

それから、コンビニのセーフティステーション、象のマーク。エスゾウくんマークといいますが、こういったセーフティステーションや子ども110番の家を子どもたちに周知していく必要があるのではないかという御意見がありました。このことを踏まえて、施策の方向性の3つ目の丸、朱書きになっているところですが、学校で行っている防犯教室などを通じて周知を図っていくという記述を新たに加えております。説明は以上です。

○高橋会長 それでは、17ページのところでございますけれども、皆さんの御意見いただきたいと思っております。

伊藤委員さん。

○伊藤委員 失礼します。私、公民館の伊藤と申します。この前もちょっと意見を言わせていただきましたけれども、この安心・安全なまちづくりというところで、皆さん安全推進委員さんですとか、交通指導員さん、民生委員さん、それぞれの役割をしっかりと持っておられて、それをコーディネートする役割が地域で必要ではないかというような話も出ておりました。やっぱり地域の今、まちづくりというのは、それぞれの地域でもうみんなが取り組んでいるところがございますけれども、その中の安全・安心という中に地域の子どもは地域で守りながらしっかりと健やかに育てるところでみんな頑張っておりますので、ここに、情報をタイムリーに共有できる取り組みを進めるという記述を入れてい

ただいたので、これからも地域でコーディネートをしながら情報を皆さんにお伝えしていくということをまず進めていきたいなというふうに思いますし、それから、自主防犯ですね、防犯活動の活性化というところもここに入っておりまして、さまざまな地域の中の各種団体が連携をとりながら子どもたちの安全・安心を守ってまちづくりを進めるということで、大変反映していただきましたのでよかったと思います。私の感想でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

どうでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、ここで5分間のトイレ休憩をとらせていただきたいと思います。5分後に開催します。基本理念のIのところ、施策のたくましい子どもの育ちという、そこから始めさせていただきたいと思っております。それでは、休憩、5分間、お願いいたします。

〔休 憩〕

○高橋会長 それでは、再開させていただきたいと思います。

前回、かなり御意見を出していただいたものでございますので、今回はそんなにかいたと思いますが、いや、こんなところも考えてはどうだろうかということ結構でございますので、ぜひ皆さん、斬新なアイデアをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、7ページですかね。たくましい子どもの育ちというところから入らせていただきます。

事務局のほうから、説明をお願いいたします。

○朝倉企画員 それでは、7ページ、基本施策の1、たくましい子どもの育ちのところの説明をさせていただきます。

施策の①子どもの生きる力の基礎の育成については、特に文言の修正はしておりません。

続きまして8ページ、施策②家庭や地域の教育力の向上。前回の会議で、ふるまい向上について記載をしたほうがいいのではないかと御意見がありました。資料の修正が間に合わなかったため、朱書きをしていませんが、8ページの一番右、施策の方向性の2つ目の丸のところでするまいの定着を図るということで触れています。このところで、将来子どもたちが社会で生きていくために必要なあいさつや礼儀、約束を守るなど、基本的なふるまいの定着を図るとともに、親世代を初めとする大人のふるまいの意識を高め、地域全体にふるまいを広げていくための取り組みを推進していくというような関係の言葉を新たに加えていきたいと考えております。

続きまして、9ページの上の段、施策③幼児教育の充実については、特に修正をしておりません。

それから、施策④青少年の健全育成の推進ですが、前回の会議で、インターネットやスマートフォンの普及など、いじめが複雑化している。子どもと大人と一緒に考えていく必要があるのではないかという御意見がありました。このことを踏まえて、現状と課題の2つ目の丸のところ、保護者に対する普及啓発を青少年とともに考えていく必要があるという形に記述を修正させていただいています。

その上で、施策の方向性の2つ目の丸、3行目の終わりのところになりますけども、家庭でのルールづくりの促進を図っていくという記述を加えております。

それから、子どものための施策を大人だけで決めるのではなく、子ども自身に聞く、子どもと一緒に考えるということ意識的にやっていく必要があるという御意見がありました。このことを踏まえて、現状と課題の5つ目の丸のところ、青少年が主体となった活動を推進し、その意見や行動力を青少年育成や地域活性化に生かすような仕組みづくりが必要であるという記述を加えた上で、施策の方向性の3つ目の丸、4行目のところに、主体的な社会活動の充実、意見表明の場の設定という記述を新たに加えております。

また、青少年が何かをつくり出せる居場所がない、子どもが自由に活動できる場をどうやってつくっていくのが重要であるといった御意見がありました。このことを踏まえて、現状と課題の6つ目の丸に、自由に活動できる居場所づくりが求められているという記述を加えた上で、施策の方向性の3つ目の丸の3行目に、青少年の居場所づくりという言葉を加えております。

最後に、青少年健全育成のためには地域における人材育成が必要であるという御意見もありました。このことを踏まえて、現状と課題の4つ目の丸、それから施策の方向性の3つ目の丸のところに、人材育成という記述を新たに加えております。説明は以上です。

○高橋会長 どうでしょう。皆さんのほうからの御意見をいただきたいというように思います。よろしく申し上げます。

どうぞ、お願いします、原委員さん。

○原委員 助産師会の原です。

たくましい子どもの育ちという基本施策の1のところなんですけれど、何か足りないんじゃないのというのをずっと思っていたんです。ここの中で、子ども自身が自尊感情をどう育てていくのかというところが、何か普通は最初に出てくるような気がするんで。ここで

いくと、最初に出てくるのがもう教育の話が出てくるんですけど、その前にまず子どもが自分自身をどう大切に思えるのかというところが要るのかなと思って、見ていくと、次の8ページの現状と課題の4番目の丸のところに、相手を思いやるルールを守ることの大切とか、いろいろ考えて自分に自信を持てるとか出てくるので、ここのことを言っているのかなという感じがするんですが、そうすると、これに対する施策の方向性が何かもう一つあってもいいのかなという気がしました。やっぱり子どもがこの場所に自分がいいんだと思えることが根底だと思っています。このことは人権意識を育てるということなんですが、基本理念Ⅲの基本施策8の21ページに人権が尊重される社会の実現という施策がありますけれど、ここのところには一般的に子どもそのもの人権が尊重されるとか、そういうところの、現状と課題にせよ、方向性にせよ、出てきてないので、ここに入らないんだったら、やっぱりたくましい子どもの育ちの中で、何かもう少しそこが強く打ち出るものがあるんじゃないかなと思いました。

○高橋会長 坂本委員さん、こうした点についてはいかがでしょうか。

○坂本委員 しまね子どもセンターの坂本です。遅参して申しわけありません。

前回ここで、私、意見を言わせていただいたことがかなり反映されてはいるなと思いますが、原さんの意見もちよっと気になることでして、自尊感情という部分は子どもたちにすごく大事な部分です。それプラス、休憩前にいろいろ施策が出ておりました、子どもたちの安心・安全なまちづくりとか、それとか食育、ありますけど、それはサポーターとしての大人がやるべきことであって、子どもたち自身が全く自分たちの、力をつけた自分自身が危機管理とかいろんなスキルをつけるっていうことが、このたくましい子どもの育ちの中にもう少し出てきてもいいんじゃないかなと思いますし、そのベースになるのは自尊感情であったり、先ほど言っておられました、21ページの人権が尊重される社会の実現というところもプラスアルファで加えていったらいいかなと思います。

○高橋会長 どうぞ、そのほかの委員の方々、御意見いただきたいと思いますが。

若干整理をしておくという意味合いのところだろうと思います。今の子ども自身の人権問題と、それからもう一つ、子どもの心の育ちですけれども、たくましさの中には優しさも当然含まれてくるということと理解をしておりますが、そのあたりをどのように整理をしておいていくのかというところになろうかと思えます。どうしても教育的な視点というのがこのたくましい子どもの育ちっていうところの中では出てまいりますもので、このような表現の仕方になってきたのではないかなというように思いますが、もう少しそのあ

たりのところを整理しておくということになってくるんじゃないかなと思っております。

そのほかご意見いかがでしょうか。

加川委員、お願いいたします。

○加川委員 最初に申し上げたことと重なるかもしれないんですけども、7ページですかね、冒頭に来ているのが学力低下云々からということで、これから始まるというのでいいのかなというのがちょっと気になりました。子どもを最初に持ってくるというのはすごく私もいいなと思います。私自身も3人子どもがいるので、ありがたいなと思います。

ただ、計画を読んだ方が、当事者とか専門職のことから始まるというのも本当にいいのかなというのが、やっぱりもう一回検討いただきたいなというふうにもふと思いました。というのは、子育てをするというのは社会全体でしていく、例えば最近保育所とか子どもの施設なんか建つとなると、地域の人がうるさいから反対するとか、そういったことも聞きます。そういった意味では社会全体で子育てをどう支えるかとか、この少子化社会ということ自体を社会でどう受けとめていくかということですね、このメッセージというのはやっぱり初めのほうに来るほうがいいんじゃないかなということもふと思うのです。

最初に高橋先生がおっしゃったように、計画全体の書き方のことなのでというふうにおっしゃったので、そうかなとも思います。この施策のそこだけではなくて、章立て全体を見ると、最初のところに理念を書いたりするところがあるので、そちらに委ねるということもあるかと思いますが、施策のところは多分、計画の中でも一番厚くなる場所だと思いますけど、そこの一番最初がやはり学力低下とか、あんまり教育のところが最初に来るというのもちょっと当事者とか専門職以外の方が見たときに、何か自分とかかわりがあるのかなというところを少し検討いただいてもいいかなと思います。ちょっと組みかえの話かもしれないし、多少前の1章、2章、3章でそのあたりを厚くするというところかもしれないですけど。

しつこいようですが、気になりました。

○高橋会長 ありがとうございます。貴重な意見をいただいております。

それでは、山下委員さん、どうぞ、お願いします。

○山下委員 私も今の加川委員の御意見に賛成します。恐らくたくましい子どもの育ちの実現を優先してほしいという意見は、今回の子ども・子育て会議の趣旨にのっとってということで、それは当然かと思いますが、それよりもさらに基本理念のⅣに上がっています子育て・子育ちを、みんなで支える地域づくりという、なぜこの施策が必要なのかという

ところの地域の視点、そこをまず冒頭に持ってきて、その次にたくましい子どもの育ちと入っていくスタイルでわかりやすくなるのではないかと思いました。

23ページのところに、子育て・子育てをみんなで支える地域づくりの中の基本施策の10のところですが、県民気運の醸成の次に、地域における子育て・子育て支援の輪の拡大となっております、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境というのが上がっておりますが、子育て、子どもの育ちについて、なぜ地域で支えなければならないかについての記述がここにございませんでしたので、ここに、先ほど原委員がおっしゃった自己肯定感、子どもが居場所として地域の中ですくすくと育つという、何をこの施策、計画で保証するのかという、そのところをつけ加えていただいて冒頭に持ってくることで、全体の構成が明らかになるように感じました。

○高橋会長 御意見ありがとうございます。

それでは、次の施策2のところに参加したいと思います。よろしゅうございませうかね。10ページのほうでございます。

御説明お願いいたしたいと思います。

○朝倉企画員 10ページ、基本施策2、次代の親の育成です。この部分については、前回の会議で特に御意見等ありませんでしたので、記述の修正はしておりません。以上です。

○高橋会長 いかがですか。

どうぞ、御意見お願いします。

○竹田委員 実はちょっと前のところでもタイミングを逸したところもあるんですけど、関係があるのでここで言わせていただきたいと思います。

生命の尊さ、家庭の意義の理解の促進というところ、それから16ページと、9ページでも思ったことなんですけれども、仕事と生活の調和というところが、施策の中では仕事と家庭に書きかえられています。でも、単身者というものが世の中にはいるわけですし、その方たちが地域活動をしたり、子育て世代の人たちと交流したり、多様な世代の人とかかわる中で、家庭生活とか結婚生活とか子育てのすばらしさを感じたり、今、少子化で兄弟が少なかったり、周りに子どもがいないことも多い中で育ってくる若者がいろいろな世代や年下の者と触れ合ったり、年上の人と触れ合う機会になると思うので、家庭を持っている者だけが仕事と生活が調和していけばよいというわけではないと思います。

戻って10ページですけれども、生命の尊さなどを理解、促進する若い世代のことや、次代の親の育成を考えたときに、学生であるとか独身者、まだ家庭を持たないという方

たちが地域に出てくるとか、多様な世代と交流するということを強く勧めなくてはいけないのではないかなと思ったときに、先ほど言った、9ページでも青少年の健全育成の推進のところでも、まず地域の課題として悪影響のありそうな情報の氾濫とかスマホのこととか、非行のこととかが出てきますけれども、まずは若者世代にどうあってほしいのか、どんな生活をしてほしいのかというところが各所に出てきてもいいのではないかなと感じるところです。以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

現在、20歳代の男女に子ども・子育てについてアンケートをしたところ、子どもは要らないっていつてはっきりと答えている方々が40%近くいらっしゃるというようなアンケートの結果等が出ていますね。若い世代にとって子育てということ自体が非常に大きな壁といったらおかしいんですけども、イメージとしてもそうなんでしょうし、また実際にそれに向かっていくってということになれば、さまざまな課題というものが全面的にあるということだと思います。

今、私は安来のほうでも子育ての委員をやっているんですけども、いいお父ちゃんになろう、お母ちゃんになろうというか、パパ、ママになっていこうという教育を中学生のときから始めていつてはどうかというのを提案しているんですけども、お父さん、お母さんを自分はどのように、自分は子どもなんですけれども、どう見て、それで自分もお父さんとお母さんのようなお父さん、お母さんになりたいなって思うようにしていくっていいでしょうか、そういった教育や地域の中での取り組みっていうものも必要ではないだろうかという話を進めているんですけども、原委員さんおっしゃったように、いろんなところの中こうした課題っていうのは入っていくことだろうと思いますので、よろしくをお願いします。

どうぞ、皆さん、御意見いただければ。よろしいでしょうか。

では、続いて、次の施策3のほうに参りたいと思います。子育てに関する多様な支援の充実というところをお願いいたしたいと思います。

○朝倉企画員 資料11ページ。基本施策3、子育てに関する多様な支援の充実。

上の段、施策①親子の交流や相談の場の充実ということですが、前回の会議で、子育て支援の相談をコーディネートする役割を持った人材育成が必要、身近な支援者として専門職へ橋渡しができるような小さな人材育成も必要ではないかといった御意見がありました。このことを踏まえて、現状と課題、4つ目の丸のところですけども、子育てへの不安感や

負担感を解消できるよう、助言、相談を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う必要があるという記述を加え、その上で、施策の方向性の4つ目の丸のところ、人材養成という言葉新たに追加させていただきます。

続きまして、下の段、施策の②子どもの安心な預かり支援。現状と課題の1つ目の丸のところ、受け入れ児童の適正化という言葉で文言を記述しておりましたが、この適正化という表現を改めるべきではないかとの御意見がありました。このことを踏まえまして、現状と課題の1つ目の丸、それから5つ目の丸のところ、それから施策の方向性の1つ目の丸のところ、適正化という言葉がありましたので、この表現は増加という言葉と改めるか、または削除するか、そういった形で修正をさせていただきます。

それから、幼稚園教諭、保育士等の資質の向上については、あわせて専門性を高めていく必要があるとの御意見がありました。このことを踏まえて、現状と課題の4つ目の丸のところ、それから施策の方向性の同じく4つ目の丸のところ、専門性を高める等という記述を加えております。

続いて、12ページ。施策の③経済的負担への対応のところですが、記述の変更はしていませんが、前回の会議のときに、保育料の軽減や乳児医療費等の自己負担軽減などの施策については財源が伴ってくるため、国の動向なども踏まえて記載していく必要があるのではないかとの御意見がありました。この部分については、御指摘のとおり、今後の国の動向や県の予算要求の状況なども踏まえて、最終的な記載を行っていきたいと考えております。説明は以上です。

○高橋会長 施策3でございます。いかがでしょうか。

どうぞ、中山委員さん、お願いいたします。

○中山委員 このところは、立場上、触れておかざるを得ないと思うんですが、子どもの安心な預かり支援の中の人材確保の部分ですけど、非常に県も努力されて、特に今、県社協のほうに委託に出されて、県社協が窓口で一生懸命、特に潜在保育士の掘り起こし等に努力しているところですが、ここに掲げてある施策の方向性の3番目のところの就職相談と、それから潜在保育士の支援と、掘り起こしということなんですけど、実体験といたしまして、まず、就労相談というのは特に新卒者がほとんどなんですけど、新卒者を中心としてそういう説明会なりを開催するという事は参加が非常にあるということで、これは非常に定着につながるとは思っておりますが、潜在保育士に対して、それを掘り起こすっていうエネルギーはもう相当なエネルギーが必要だということで、一旦家庭に入ってしまうとな

かなかまた現場に復帰しないということで、これは同じ項目の中の基本理念のⅡの基本施策6にもあります、仕事と家庭の両立支援のどこにもある意味では関係するんですけども、いわゆる保育士といえども、やはり仕事と家庭を両立できるような環境というのができないことにはなかなか難しいということが言えるのではないかなと思っております。

この潜在保育士、大変だということなんですが、何が一番簡単といいますか、実効性がより上がる方策なのかなというのは、現場サイドからお話をいたしますれば、やはり離職防止ということが最も大切なことではないかなって。離職者が非常に多いから保育士不足につながり、なかなか新しく確保することが困難になってきているということで、それがあがるゆえに受け入れ体制、現にもう松江あたりでは受け入れ体制が整わなくなって、定員までも受け入れることができないような保育所が実はもう出てきている。それなぜなんだという、やはり職員が確保できないという状況が出てきているということで、あそこの保育所は何で年間通して、立地条件もいいはずなのに定員割れ起こしているんだということで、実際お話を聞くと、職員が確保できないから受け入れられないというような状況が現実出てきているということです。

ですから、何ととっても、離職防止といいますか、保育士にとっての職場環境というものも整えることで、結果的にそれが子どもの安心な預かり支援ということにつながっていくのではないかなという気持ちが、現場サイドとしてはしております。

○高橋会長 どうぞ。山下委員さん、どうぞお願いします。

○山下委員 同じ基本施策の3の②のところですけども、まず、子どもの安心な預かり支援という言葉が出ています。私、意見は提出したと思いますが、この預かりという言葉は適切ではないように思いました。幼稚園では通常の保育教育の時間帯以外のところでの地域子育て支援として預かり保育というのをやっておりますが、ここに出てくるのは全般的な教育保育施策上の問題ですので、保育所の通常保育、幼稚園の通常の保育は預かりではございませんので、子どもの安心な預かり支援という言葉は適切ではないように感じました。

むしろ、②に書かれていることは、多様な教育・保育ですね。多様な教育保育ということだと思っておりますけれども、むしろ9ページにあります③の幼児教育の充実ですね、この後に持ってくるべき事項ではないかと思いました。また、③の幼児教育という言葉も中身を見ますと保育所の保育も入っているわけで、今後は認定こども園の保育も入ってまいりますので、幼児教育というくくりも、また概念として適切ではないように思います。ここ

も教育・保育の充実となるのではないかと思います。教育保育の充実の後に、多様な教育保育にという形で展開するというのが適切ではないかなと思いました。以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

坪内委員さん、御意見ございませんでしょうか。

○坪内委員 私立幼稚園の連合会から参加させていただいております坪内です。きょうはおくれまして申しわけございませんでした。

今のところですが、山下委員のおっしゃるとおりだなと思いながら伺わせていただきました。

それから、1点ちょっと気になっているのが、現状と課題のところ、待機児童解消のためのというところの保育所等の受け入れ児童数の増加適正化というところの修正で、増加という言葉になっているところなんですけれども、確かにこの施策の目的としては待機児童解消のための受け入れというところなので、おかしいわけではないなとは思いますが、今回のこの子ども・子育て支援のところでは、子育て支援事業計画に基づいて待機児童の解消と、それから教育内容というところが両立ではあるんですけれども、保育所と認定こども園ですとか、そういったところでの受け入れというのも含めて、支援計画の中で書かれるので、このあたりが保育所等の児童数の増加という言葉でくくってしまっているのかなというか、ちょっと気になっています。

○高橋会長 前日も文言についての御意見も出ておるところでございます。それぞれ御意見あるかと思いますが、事務局のほうでもまたその意見を受けとめて、もう一度御検討いただくという形でまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか、ここの点は非常に重要なところになるかと思っておりますので、ぜひ各委員の方々、御意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

児玉委員さん、何か実際に市町村で作成をしておられる立場としまして御意見ございましたら、お願いします。

○児玉委員 先ほど受け入れ児童数の増加や確保策の数値の問題についての御発言がありましたけれど、計画策定する上で、今現実、幼稚園の定員割れといいますか、ものすごく子どもさんが減っている中、一方で保育所は増加している状況が中心部ではあると思うんです。そのあたりを今後どうするかという、いわゆるどちらかというところとやっぱり適正化のほうかなという感じがしております。現実、島根県全体で見ると、そういうところもあれば、今度は少ないところもあろうかと思っておりますので、中山間地っていいですか、そう

いうところは増加、やはり該当しないかとも思いますし、どちらかというところ適正化のほう
がしっくりくるような感じがいたしました。

○高橋会長 ありがとうございます。

いかがでしょう、石倉委員さん、ございませんか。

高麗委員さん、何か御意見、ここだけでなく結構ですので、お願いしたいと思いま
すが。

○高麗委員 先ほどの、子どもを持ちたくないというアンケートの結果で出ているって
いう報告を高橋会長がされたんですけども、学生さんにしても近くに子どもたちがいる
姿を見たことがない、子どもと接することがないので、実感として子どもを持つというこ
とがどういうことなのかというのイメージできない、今の若い人たちの考えがあると思
います。

うちの保育園では、すぐ隣に南高校がありまして、南高校でロングホームルームの時間
を2時間使って、1クラス40人全員が子どもたちと接しに、遊びに来られます。そうい
うことをもう10年ぐらいやっておられるんですけども、家庭科の先生が学生が子ども
たちの実態を余りに知らないということから、これはやっぱり将来お父さん、お母さん
になっていくのに、よくないということで、最初家庭科の時間だけだったんですけども、
今では、ロングホームルームを使って、全学生さんが在学中1回は来られています。その
ときに初めて赤ちゃんをだっこするとか、顔見たら泣くなんてことがあるっていうことを
知るとか、子どもと手をつなぐんですけど、背の高さがすごく違うので、中腰になって手
をつながれるんです。でも、子どもを持ったら24時間一緒にいるということがあった場
合に、中腰なんかで手つないでいたら身がもたないんだよっていうふうな話をしたりとか、
実体験をしていくと、子どもがすごくかわいいとか、こんな反応返してくれてすごく楽し
かったとか、そういうふうな感じを学生さん持って帰られているんです。私たちが子ども
たちが学生さんと接するときには細かいことは言わずに、そのままの子どもたちで学生さ
んに接してもらって、またそこで体験した学生さんが短大とか行って、実習に来られて、
私、高校のときにここにホームルームでお邪魔したんですよという話をされて、そのとき
の体験の話とかリアルにされるので、やっぱりそういう機会を持っていくということはす
ごく大事なことだと思います。そういうところから自分の将来の家庭プランまでいくかど
うかわからないんですが、結婚したりとか、そういうふうなことの機会のきっかけになる
んじゃないのかなって思うので、そういう何か機会を持つようなことができたらいいか

なっているふうに思いました。

○高橋会長 お隣の松宮委員さん、御意見あったらお願いいたします。

○松宮委員 済みません、松宮と申しまして、きょうは大分おくれてしまいまして申しわけございませんでした。

先ほどおっしゃられたように、今回も施策のお話がたくさん出ているんですけれども、施策というのが大体問題ごとに対することの策という言葉になりますので、ここを見ておりましたが、やっぱり子育ての楽しさよりかは負担感とか不安感という言葉がどうしてもネガティブな表現が多い書類になりがちなんですけれども、私自身、子どもがまだ2歳と半分、父親としても、社会人としてもまだまだというところではございますけれども、ただ生活の中で、負担、不安よりかは非常に幸せで楽しいイメージを毎日大切に暮らしております。

ですので、そういった実体験の思いというものと、まだ、先ほど言われた中学生とか高校生というものがなかなか本当に子育てとか家庭ということにイメージが向かわない。もちろんそれもいい幸せなイメージが作りにくいという環境があるかと思っておりますので、やっぱりその南高の方の、ロングホームルームみたいな、地域でもそういったワークショップを通じて、若い方と現場の方、もしくは現場ではなくても、私のような子育てに向かって日々生活をしているという方との情報交換の場というものももうちょっとたくさんふえていってもいいのかなと日々感じておりました。

○高橋会長 それでは、中山委員さん、お願いいたします。

○中山委員 ②の適正化かどうかということなんですけど、ちょっとこれ、私こだわりがあるんですが、施策の目的のところでは適正化という言葉が使われているんで、現状と課題というのはより具体的に、じゃあどうするんだということで、適正化というのは非常に抽象的な言葉になるのではないかと。前段で待機児童解消のためという一つの文言があって、じゃあ、それをどうすんだという、解消するためにはふやさなきゃ解消できないって、これは一つの当たり前のことなんですけども、実はこのたびの一連の子ども・子育て支援新制度の中での一丁目一番地っていうか、目玉というのはこれなんですよね。だから、これが抜けちゃうとほとんど抜けてしまうところでして、ちょうど待機児童解消というのは本来はそうじゃなくて、質と量のバランスがとられてやっていくはずだったんですけども、どうもここんどこへ来て、量の部分がぐっと出てきて、やはり待機児童解消ということが実は一番の喫緊の目玉なんだよということになってきたということで、全体としてこれを

外してしまうと、政策的な意図でそういうことを発言するのはよろしくないんだけど、肝心なものが抜けてしまう。現に島根県においても、特に松江市とか都市部を中心に、現在、待機児童がかなりいる。松江市は、現在、待機児童が200人以上いるわけですから、じゃあ、それをどうすんだという話にもなってくるんで、これを外してしまうと、この計画全体のインパクトがなくなってしまうというか、国の思惑と外れてしまうという気がしてならないんですけど、ちょっとここは、だから強い文言で言っといたほうがいいような気がするんですが。

○高橋会長 いかがですか、今、文言のことについて意見が2つ出ているところなんですけれども、もう一度このあたりのところを、また私、事務局と御相談させていただいて整理させていただきたいというように思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、時間の都合もございますので、次の施策のほうに参りたいと思います。先ほど4から7までは御意見いただいておりますので、続いて、施策8に移りたいと思います。18ページでございます。子どもを守り育てる仕組みづくりというところから、お願いしたいと思います。

○朝倉企画員 それでは、18ページ、基本施策8、子どもを守り育てる仕組みづくりの説明をさせていただきます。

まず、施策①子どもと家庭の相談体制の強化のところですが、前回、障がいがあるとわかれば支援につながっていくんだけど、ボーダーラインの子どもへの支援が難しい。関係機関との連携を密にした取り組みを行ってほしいという御意見と、それから、スクールソーシャルワーカーを活用した取り組みを行ってほしいといった御意見がありました。このことを踏まえて、現状と課題の4つ目の丸のところ、障がいの診断がつかない子どもに対して、関係機関が連携を密にして取り組みを進める必要があるという記述を加えました。また、施策の方向性の4つ目の丸のところ、スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携を行い、体制の充実を図るという記述を加えております。

19ページ、施策の②児童虐待防止対策の充実強化、ここについては、前回特に御意見ありませんでしたので、記述の修正はしてありません。

続いて、20ページ、施策③社会的養護体制の推進、こちらについては、現在、この子ども・子育ての計画と並行して策定している社会的養護体制推進計画、こちらの計画の内容が大分まとまってきましたので、そういった内容を踏まえて、記述を加えています。

具体的には、現状と課題の5つ目の丸、虐待を受けたり、発達障がい、知的障がいなど

の児童に対して、特性に応じた専門的ケアの充実及びそれを提供する人材の確保が必要であるということ。それから、7つ目の丸の3行目、社会的養護児童数の増加は家庭や地域の養育力の低下が原因であると指摘される中、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える体制を構築する必要があるということ。9つ目の丸、社会的養護児童が社会において自立していけるように、入所中から退所後も適切な援助を行う必要があるということ。

このような現状と課題を踏まえて、施策の方向性としては5つ目の丸にあるように、虐待を受けた児童などがその特性に応じた個別対応が必要な児童に対し、専門的ケアの充実を図るとともに、発達段階に応じたケアを行える人材を養成する。6つ目の丸の3行目のところ、育児に不安を抱える保護者への支援や市町村の実施する子育て短期支援事業の実施など、地域の子育て支援の拠点となるような取り組みを行う。それから、8つ目の丸、社会的養護児童の職業観、勤労観を育成し、幅広い職業選択が図れるようにするとともに、退所後の就労や社会生活等が円滑かつ安定したものとなるような体制づくりを支援する。このような形で記述を加えております。

21ページ、施策④人権が尊重される社会の実現、こちらについても、前回特に御意見がありませんでしたので、記述の修正はしておりません。説明は以上です。

○高橋会長 いかがでしょうか。基本施策8について御意見をいただきたいと思います。

それでは、笠井委員さん、お願いいたします。

○笠井委員 失礼します。ここでの記述が正しいのかどこかかっていうのは分からないんですけども、現状と課題の4つ目のところで、望まない妊娠等についてという表記があり、それから前のところでも、基本理念のIの4ですとか、Iの2の1ですとか、そのあたりのところにありますので、正しい性教育というか、そういったあたりのところを盛り込んでいってはどうでしょうかというふうに感じました。知識とともに心の教育も含めて、正しい性教育というところを盛り込んでいってはいかがでしょうかとこのように感じました。

○高橋会長 という御意見でございますので。

よろしゅうございますでしょうか。どうぞ、さまざまあると思いますので、出していればと思います。また、これもかなり今後変わってくる可能性もございますね、この8については。いかがですかね。

事務局のほうでもう少し説明をいただきます。

○渡邊調整監 8につきまして、社会的養護体制の推進につきましては、先ほど申しまし

たように、今、検討が進められているところでございます。おおむねこの方向性で取りまとめがなされると聞いておりますが、最終的にまた修正等が入る可能性がございます。以上でございます。

○高橋会長 それでは、次に移りたいと思います。

それでは、基本施策9ですね、特に支援が必要な子どもや家庭への対応ということでございます。お願いいたします。

○朝倉企画員 それでは、資料22ページになります。基本施策9、特に支援が必要な子どもや家庭への対応については、前回特に御意見はなかったのですが、施策②障がい児への支援の推進の施策の方向性の2つ目の丸、さまざまな障がいの特性や必要な配慮に関する理解の促進を図り、障がい児が暮らしやすい地域づくりを進めるという文言を新たに一つ加えてはどうかということで、記載させていただいております。説明は以上です。

○高橋会長 ひとり親家庭、それから障がいを持つ子どもさんへの支援というのがこの中ではテーマになっております。具体的な施策というのがこの後につくものですので、非常に文言としてはもうさっぱりとしたものになってしまっておりまして、もっとこういったところも現状把握する上では加えてもらいたいというのが出てもいいんじゃないかと思うんですが、石倉委員さんのほうからは、今この段階では何か御意見ございませんでしょうか。いかがですか。何かありましたら。

○石倉委員 確かにここにはこれだけの項目であっさりとした書き方がしてあるんですけど、実際、具体的なものは当然この下にたくさん組み込まれていますので、それをどの時点で上げていくかっていうところはあるかとは思いますが、項目として一応これだけ上がっているというふうにはここでは見ていただければいいのかなというふうに思います。

○高橋会長 いかがですかね。

では、一応こういう形で押さえさせていただきたいと思います。

それでは、最後に、基本施策10でございます。県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大というところをお願いいたします。

○朝倉企画員 資料23ページになります。基本施策10、県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大。施策①、県民気運の醸成については、修正はありません。それから、施策②地域における子育て・子育て支援の輪の拡大ですが、前回、高齢者が積極的に地域の子育て活動に参加できるよう、声かけ等の取り組みを実施してはどうかという御意見がありました。このことを踏まえて、施策の方向性に高齢者と若い世代の交流の機会

を確保し、ボランティア活動等、高齢者の自主的な社会参加活動を支援する。それから、高齢者が子育て支援などの社会参加ができるよう、広報、啓発、情報提供を行っていくという記述を加えております。

それから現状と課題の3つ目の丸、施策の方向性の2つ目の丸のところ、再構築という文言を入れていましたけども、再構築というのが一般的には今の取り組みを一度スクラップした上でもう一度つくり直すというような意味もありますので、むしろ現在各地域で行っておられるさまざまな活動や体制を充実強化していくという表現のほうがよいのではないかとということで、文言のほうを修正させていただいております。

それからもう一つ、計画全体にかかわることになるかもしれませんが、今、子育て・子育て、それから子育て支援という言葉を使っております。これを子ども支援という言葉に統一してはどうかという御意見がありました。こちらについては、一般的に子育てというと親支援、子育てする人を支援するということ。それから、子育てというのは、子どもの育ちに対する支援、子どもに対する支援ということ。子育て支援というとその両方を含むような形になろうかと思えます。子ども支援という言葉を使うと、子どもに対する支援、子育ての部分のみと受け取られる可能性があるのではないかなと思っておりますので、このままの表現で進めさせていただきたいと考えております。説明は以上です。

○高橋会長 これまで体系図のところでも出ていた意見ですけれども、この②のところについて、支援の輪の拡大についてもう少し、たくましい子どもとの関連性というものがあるので、ここの部分は上に上げて、たくましい子どもところに持っていてもいいんじゃないかという御意見も今賜っているところでございます。

どうぞ、そのほかございましたらお願いしたいと思いますけれども。子育て・子育てですね、そういった子育て・子育てという文言についても、これまでどおりで残していきたいという事務局のほうからの意見でございますけれども。

どうぞ、お願いいたします、坂本委員さん。

○坂本委員 子ども支援というのを私から提案させていただいた言葉だと思います。今説明を受けて、子育てと子育ての違いみたいなものは理解できましたし、でも、それは一般の方がどう思っているかというのは、子育て支援という言葉が割と普及していますので、ぜひ子育てという言葉をつけていただくと、子どものほうの支援につながるような気がいたします。

それと、最近くにびき学園のほうから、子ども支援というか、子育て支援の講座の講師

をちょっと依頼されまして、すごく高齢者の方が子どもに対していろいろ支援をしたいなという機運が高まっているんじゃないかなと思います。ぜひ、リタイアされてからもいいと思いますけど、リタイアされる前に何かの形で企業の方と協力されて、子どもたちとか親世代の支援をアピールしていただけたらいいんじゃないかなと思います。

それともう一つ、施策の方向性の2のところの丸の3のところ、高齢者の子育て支援への参画というのがあるんですけど、ちょっと宣伝にはなるんですけど、子育て支援をしている団体、つながるネ！ットというのがあるんですけど、そういうところでチラシを配らせていただきました。大きなイベントを考えております。ぜひそういうところにも、高齢者の人にも声をかけるべきだなとさっきの話を聞いて思いまして、実際に子育て支援っていうのが、自分たちが子育てをしていたときと、今の親世代とは違うんだという認識はあるんですけど、どう違うのかという学ぶ場が多分ないんじゃないか、機会が難しいんじゃないかなと思いますので、ぜひ参加してみてください。

○高橋会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見いただけましたら。

どうぞよろしくお願いします。竹田委員さん。

○竹田委員 松江NPOネットワークの竹田です。

先ほど発言させていただいたことと繰り返しになるところがあるんですけど、地域全体でということがもう何年も言われていますけれども、地域全体といったときに、NPOなどの市民活動団体や高齢者っていうのがよく出てくるんですけど、やっぱり若者とかある世代がそこから抜けているような感じをどうしても感じてしまいます。高齢者の方のサポートはぜひいただきたい、期待するすばらしい力だとは思いますが、何とかどの世代もっていう雰囲気がこの文言の中に出せないのだろうか。若者が私たちは関係ないと思わないようなものになるといいなということを感じます。未婚の単身である人たちというのは結婚の縁結びの対象者としてだけではなくて、やっぱり地域を支える人材として頼りにし、育てていきたいと思っておりますので、そこを何とか盛り込んでいただきたいということと、それから資料4のほうにも多分載せてあったと思うんですけど、子育て中の親たちというのは、最初は支援を受ける側であったものが支援を受けたり多様な人と交流するうちに支援者として育っていくという側面がありますので、若者や現役子育ての人たちを育成して、また地域や社会を支える人材となっていくという視点での表記を何とか工夫していただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

○高橋会長 若者が支援の対象として、結婚対策ですね、そういうような中に具体的には含まれているけれども、若者みずからが子どもを守っていく、こういった県民運動の中にどのようにして参加をしていけばいいのか、そういったところも少し知恵を出していく必要があるのではないかとということだろうと思います。いきなり高齢者にお願いしますとか、そういった家族の方にもっと頑張りましょう、企業の人たち、お願いしますっていうことは示しているんだけど、若者に向かってこんなことをやってみませんか、こういう方向性っていうものはあるんじゃないでしょうかということをやはりちょっと検討してみてもらえないかという、そういう御意見であったように思います。

そのほか、ぜひ。

加川委員さん、お願いします。

○加川委員 済みません、たびたび、島根大学の加川です。

関連して私も思ったのですけれども、先ほども南高の方が子どもさんと触れ合うというふうなお話聞いて、すごくいいなというふうに思いました。やはり小学校、中学校、高校と地域を結ぶようなコーディネーターとか、そういった役割の人がいるといいなというふうにも思います。特別支援学校には地域コーディネーターという名前のついた先生がおられると思います。通常の学校にもそういった地域のことに少し目配りしたり、つながっていかうというふうな役割だったり、先生なんかがおられるといいなというふうにも思いますので、学校と地域というところで若者と子育てというところも考えていただけるといいかなと思いました。以上です。

○高橋会長 大野公民館の館長である伊藤委員さん、お願いします。

○伊藤委員 今、加川先生、学校っておっしゃいましたけども、小学校も中学校も今、松江市内では学校支援コーディネーターがいらっしゃいます。それで、地域の公民館の幼児教室とか、そういうところに小学生も中学生も来てくださいますして一緒にそういう活動をしております。市内の、29公民館あるんですけど、全部ということはまだ私も把握してないですけど、たくさんの地域でそういうことを、時間は少ないですけども、やっております。

○高橋会長 ぜひそういったことが全県的にも広がっていくようにお願いしたいなと思っているところがございます。

いかがですか、柳楽委員さん。じゃあ、お願いします。

○柳楽委員 今、南高の取り組みとか伺っております、この間新聞に北高の取り組みも

出ておりました、少子化に対する問題点とか、今後ベビーブームの到来を目指してどうい
うことをしたらいいかっていう、高校生が発表会をしているのを見ました。特に進学校の
場合は、みんな進学、都会の大学、地方の大学に出ってしまうことが多いので、そういった
人たちに、特に島根県で生まれ育ったところをまた引っ張っていくっていう若い力をもと
に戻してもらえよう教育というのはすごく大事だなと思ってみました。

それから、ちょっと違いますが、先ほど中山委員さんおっしゃっておいりました保育士の
離職問題です。私も子どもが3人おりますけれど、その子たちが何になりたいかっていう
と、うちは男の子なんですけど、女の子は特に保育士になりたいっていう子どもたちがた
くさんいたんです。そうして多分保育士の学校も行っていると思うんですけど、それが
離職する原因ですね、もしかしたら働き方の問題もあると思うんですけど、その辺をも
う少し理解してあげるっていうか、わがままではない部分を理解してあげて離職率を下げ
るっていう努力もしていかないといけないのかなと思いました。

○高橋会長 そのほか、御意見をお願いします。

○持田委員 島根県経営者協会から参加させていただきました持田と申します。

今のところの子育て支援の輪の拡大の施策の方向性のところで1行目に、広報・啓発活
動や、企業、民間団体等地域における自主的取り組みのという文言がありますけれども、
企業側から言いますと、確かに企業の中での自主的取り組みはやっぱり必要だなと今考え
ておまして、それは本当に身近にいきますと、この会議でも言ったかもしれませんが
ども、先月、男の子ですけど、20歳の社員が結婚いたしました。そうすると、もうすぐ
お父さんに、20歳同士の結婚ですので、本当に若い夫婦が子育てをしていく。そして、
これも一昨年ですけど、青森から青年がIターンして、うちの会社やってきました。来年
の1月からは、Uターンですけれども、高校出たらすぐ東京に行ってそのまま仕事をして、
その人は40歳で独身ですけど、地元に戻りたいということで、本当にもう20歳の子の
結婚、それから青森からのIターン、それからUターン、それらを考えると、企業として
も子育てしやすい、そして彼らがまたそのうち介護も必要になってくると思うんですけ
ども、企業としてはそういうことをしやすいような取り組みはもちろん、ここ書いてあるよ
うに、企業としての支援ができる体制づくりが会社の内部で必要だなということは考えて
おります。それと同時にやっぱり企業としては、これは11ページに載っておりますけれ
ども、施策の方向性の丸2つ目のところで、身近なところで相談・指導云々って書いてあ
るんですけども、これはそういった若い子とかIターンの子とかUターンの子が入って

きて子育てが始まると、やっぱり会社の総務などに一番相談してきやすいついていうところもあります。企業として、その後赤い字で関係機関等の連絡・協働の体制づくりを行うとありますが、一つは企業もそういう、会社でいう総務になると思うんですけれども、相談、例えばIターンなんか地域のことがわからない、学校を出てすぐ何十年も都会へ出て帰ってきたら全くわからない、そういうところが地域全体挙げてですけれども、企業がある程度の知識を持っていて、その問題だったらここに行ったほうがいいのか、この問題だったらこうだという、会社としての体制づくりはもちろん考えなければいけないんですけれども、知識、相談を受けたらこれは、少なくともその相談が解決できればいいんですけれども、そういった知識、どこに相談に行けばいいのかという知識を持つことが、この身近なところでいうところではやっぱり企業も含まれるんじゃないかということにちょっと、振り返りになりますけれども、思いました。

○高橋会長 ありがとうございます。

そのほか御意見ございませんでしょうか。

もしございましたら、各委員の方々、事務局のほうにお寄せいただけたらというように思っております。一応今回のこの意見聴取はここで終わりにさせていただこうと思います。

そして、先ほど御議論をいただいた事柄につきましては、第4章、施策の展開のところ、4番目に施策の具体的な内容というものが盛り込まれる予定になっております。それには、目的、現状と課題、施策の方向性、それに加えて、実際に現在やっている主な施策ですが、事業ですけれども、こうしたものを加えさせて記載させていただこうというように思っております。

その点について少し、事務局のほうから御説明いただけますでしょうか。

○朝倉企画員 それでは、まず資料の2-1を見てください。資料2-1の第4章、施策の展開のところですが、1、施策展開に当たっての方向性、それから2、計画の柱立て、3、施策体系図、4、施策の具体的な内容ということで、資料の3の1ページから6ページ、ここで第4章の1から3のところを記載しています。4の施策の具体的な内容のところ、先ほど御議論いただいた7ページ以降、A3の資料をつけている部分ということになっております。

資料3の1ページですが、まず第4章では先ほど見ていただいたとおり、施策展開に当たっての方向性を記載する予定としております。具体的には、まず(1)乳幼児期から発達段階に応じた支援ということで、①3歳未満の乳幼児期、②3歳以上の幼児期、それか

ら③小学校期から中等教育期間、さらに④で特別に支援が必要な子どもへの対応という形で、発達段階等に応じた方向性を記載していきたいと考えています。それから（２）で、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施するということ。（３）で、豊かな自然や文化、地域に残るつながりなど、島根の特色を生かしたきめ細やかな支援を行うということを記載していきたいと考えております。

それから、２ページから５ページのところですが、こちらでは基本施策ごとの方向性を示していくということにしております。ここについては、７ページ以降で議論いただいた事柄を大きな枠で取りまとめたものを記載していきたいと考えておりますので、基本施策ごとの説明は省略をさせていただきます。

最後６ページのところで施策体系図をお示しする、こういった形で第４章を構成していきたいと考えております。説明は以上です。

○高橋会長 説明いただきましたけれども、もう既に皆さんのほうからたくさんの意見をいただいております。それをもとにもう一度検討をし直してまいりたいというように思います。大体４章につきましては、こういった形で骨組みを持たせていただけてつくらせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、１２時を過ぎてしまいました。皆さんの御意見、大変ありがとうございました。本日いただいた意見、またこれから幾つか御意見も事務局のほうに寄せられることかと思えます。特にこの第４章を文章化してまいりますので、それについては具体的に事務局のほうで検討に入らせていただきたいというように思っております。

それから、ひとり親家庭自立支援内容ですけれども、これは年明けに部会が開かれまして、先ほど石倉委員さんのほうからも御説明ございましたけれども、かなり内容としては検討が深まっておるようなところでございます。また、基本施策８でございました社会的養護という、この体制についても議論が年明けにはまとまろうかと思えます。こうした事柄について、２つの項目についてもあわせて、内容にどういう形で盛り込んでいくかということについて、私と事務局のほうで整理をさせていただきたいというように思っておりますので、どうかそういう形をとることについて御一任いただきますと、大変喜ぶところでございます。

以上で本会につきまして終了させていただきたいと思っております。

よろしゅうございましょうか。

それでは、ありがとうございました。

最後になりますけれども、その他事項で事務局のほうから御紹介ございましたら、お願いしたいと思います。

○渡邊調整監 時間超過をしているところでございますけども、お手元にほっぷという、山陰中央新報社が11月29日発行した子育て応援誌がございます。これの裏面に、子ども・子育て支援新制度がスタートしますということで、利用者向けの広報をさせていただいておるところでございます。国は、来年4月から新しい制度を実施する旨を、衆議院の解散前に明言をしましたので、それを受ける形で広報をさせていただきました。山陰中央新報は発行部数18万1,000部でございます。その全てと松江市内の幼稚園、保育所、9,000部、それから出雲市内の保育所に5,000部、合計で19万5,000部配布させていただいておりますので、御紹介をさせていただきます。

市町村では保育所の入所申し込みの御案内にあわせまして、広報誌等を活用した利用者向けの制度周知が既になされていると思います。県といたしましても、今後新制度の詳細な内容が国から示されましたら制度の円滑な実施に向けまして、市町村と協力しながら、テレビスポットや新聞等の媒体を活用して制度の周知に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○高橋会長 そのほかございませんか。もう一つチラシが入っていますが、よろしいですか。

○渡邊調整監 それは、先ほど坂本委員さんのほうからご紹介のあったチラシです。

○高橋会長 坂本委員さんから、よろしいですか。

○坂本委員 ほっぷのほうにも記事を載せておりますけど、ここ数年くにびきメッセを使わせていただいて、子どもフェスティバルをやっております。ちょっと人数は数えておりませんが、寒い時期に四、五千ぐらいの人たちが集まるということで、それで私もこのチラシをつくらせてもらったときに、もちろんつながるネ！ットのメンバーもですけど、県のほうも御協力願って少子化対策推進室、それから定住財団、それから後でほかにもいろいろ参加したかったなという声を聞いております。きょうの会議を踏まえて、若い世代にもぜひ来てもらって、子どもたちがどういうふうに、本当に赤ちゃんから中学生も高校生も参加いたしますので、見ていただけたらいいんじゃないかなと思っております。1月18日、大学のセンター試験も重なっておりますけど、ぜひ参加して見ていただけたらいいかなと思います。済みません、お時間いただきまして、ありがとうございました。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、以上で予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、マイクをお返ししたいと思います。

○渡邊調整監 高橋会長様、どうもありがとうございました。

次回でございますけれども、パブリックコメント等の関係もございまして、その前に全体計画について、計画の全体像でございますけれども、御説明をさせていただき予定としております。まず、推進会議を開催をし、子ども・子育て支援法にかかわる第5章についての御審議をいただく必要があらうかと思っております。それから、本日と同様に、少子化の部会と合同で計画全体について御審議をいただくということ、2段階のような開催も必要かなと思っておりますので、後日、日程調整票を送付しますので、年末までのところで御回答をいただければと思っております。

それともう1点、円滑な経理業務への御協力をお願いさせていただきたいと思っております。会議へ御出席いただいた委員の方へは、委員報酬を個人の口座へお支払いさせていただいておりますけれども、誤払い防止のために口座に変更がないか、毎回確認をするようにという指示が出ております。もし、その口座に変更があるという方がいらっしゃいましたら、後ほど会議終了後、私、事務局の渡邊かあるいは朝倉のほうまでお申し出いただければと思っております。

それでは、最後に、健康福祉部次長の今岡からお礼を申し上げます。

○今岡次長 高橋会長様、それから委員の皆様方、大変長時間にわたりまして熱心に御議論いただきまして、大変ありがとうございました。

この会議は計画策定を目的とした御審議をいただいているわけですがけれども、このようにたくさんの方にいろいろなお立場からお出かけをいただいて、本日もたくさんの貴重な意見をいただきました。このことが非常に貴重なことではないかなというふうに思っております。お一人お一人の御発言いただく時間は非常に少なかったですけれども、いろんな貴重な意見を皆様方で共有をさせていただき、そして今後のあり方について議論が深まるということが何よりも貴重なことだろうというふうに思っております。きょういただいた意見の中で、すぐに整理をできずに今後に持ち越した課題も幾つかございましたけれども、冒頭のところで御発言がありました、この計画をぜひ実態を踏まえた計画にしたいという御指摘、まさにそのとおりであろうと思います。きょうはそういったいろんな実態も共有いただけたのではないかなというぐあいに思って、大変ありがたく思っております。

この計画策定の作業はこれから年を越しまして新しい年に入ったら、いよいよ佳境を迎

えていくことと思いますけれども、この1年間の皆様方の御協力に感謝申し上げますとともに、また来る新しい年もいろいろとお世話になりますけれども、どうぞひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

簡単ですけれども、閉会の御挨拶とさせていただきます。きょうは大変ありがとうございました。

○高橋会長 どうもありがとうございました。

○渡邊調整監 以上をもちまして第6回島根県子ども・子育て支援推進会議、第5回島根県子ども・子育て支援推進会議少子化対策推進部会の合同会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。